

借用条件

日本電気株式会社

本借用条件(以下「本条件」という。)は、借用書に記載される借用者による日本電気株式会社(以下「NEC」という。)からの衛星測位受信機の借用(以下「本件借用」という。)に適用するものである。

1. 借用品

本条件において、「借用品」とは、借用書に記載された借用品をいう。

2. 借用品の使用目的

本件借用は、借用者が行う準天頂衛星システムを用いた測位に関する実証実験及びイベント等において、借用者が借用品を使用し、準天頂衛星システムの GPS 補完及び GPS 補強効果の確認を目的とする。借用者は、製品の開発や製造等の商用事業に使用してはならない。

3. 借用期間

借用期間は借用書に記載された期間とする。

4. 借用品の使用場所

借用者は、NEC の事前の承諾を得ることなく、借用品を日本国外で使用してはならない。なお、借用者は、NEC の事前の承諾を得て日本国外で借用品を利用する場合、日本国外での借用品の使用に係る輸出管理や使用申請等の必要な手続きを自ら行うものとし、かかる手続きに必要な費用を負担するものとする。

5. 賃借料

本件借用の対価は無償とする。なお、借用品の受渡し及び返却に係る費用については借用者が負担するものとする。

6. 借用品の受渡し

借用品の受渡しは別途 NEC が指定する方法により行うものとする。借用者は、NEC から借用品を受け取る際に、指定の借用書に必要な事項を記入し、捺印を施して NEC に提出しなければならない。

7. 遵守事項

借用者は、借用品の利用にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意をもって借用品を保管及び使用すること。
- (2) 第三者に借用品を転貸しないこと。ただし、NEC の事前の承諾を得た場合を除く。この場合、借用者は、借用品を転貸した第三者に対して、本条件に基づき自己に課された義務と同等の義務を課すものとし、当該第三者の義務違反につき責任を負うものとする。
- (3) 借用品のリバースエンジニアリングを行わないこと。
- (4) 借用品に関する情報(借用品自体を含む)を厳に秘密として扱い、第三者に開示、提示又は漏洩しないこと。

8. 返却

借用者は、借用期間終了後7日以内に、借用品を受渡し時の状態で、NEC が別途定める方法により NEC に返却しなければならない。なお、以下の各号に定める事項が生じた場合は、借用者は、速やかに借用品を返却しなければならない。

- (1) 借用品が損傷した場合
- (2) 借用品の使用が終了した場合
- (3) 借用者が本条件に違反した場合

9. 損害賠償

借用者は、借用者又は第三者による借用品の使用及び保管により、借用品を損傷又は紛失した場合、当該損傷又は紛失により NEC に生じた損害を賠償しなければならない。

10. 免責事項

NEC は、借用品及びその利用に関して正確性、完全性、目的への適合性、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、いかなる瑕疵担保責任及び保証責任も負わないものとする。

NEC は、借用者及び第三者の借用品の使用及び保管により借用者又は第三者に発生した損害について、いかなる責任も負わない。

以 上